

認定取得についてのお知らせ

当社販売機種 of 認定取得につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

機械式駐車装置については、駐車場法施行令による国土交通省の認定（以下、大臣認定）および立体駐車場工業会の認証（以下、工業会認証）を受けております。また路外駐車場（一般公共の用に供され、自動車の駐車のために供する部分が500㎡以上のもの）に設置される機械式駐車装置については、大臣認定制度に基づき、構造・設備について一定の基準が設けられ、それに適合している装置のみ設置が許可されております。

2015年1月1日に駐車場法施行規則の一部が改正され、それに基づく新たな制度下の大臣認定および工業会認証の取得が必要となりました。

【新しい大臣認定が必要となる時期】

2016年7月1日以降の機械式駐車場着工案件においては、大臣認定を取得している必要があります。また、当社におきましては、これまで新しい制度による大臣認定および工業会認証の取得に取り組み、順次取得をしておりますが、ひとつひとつの機種が慎重に審査されていることから、機種によって取得時期が異なります。

【新しい大臣認定の取得予定機種】

タワー型

- ・フォークパーキング
- ・エレベータパーキング
- ・タワーパーキング

地下型

- ・スーパースクエアパーキング
- ・シャトルパーキング

※着工時期によって対応をご相談させていただく場合がございます。

また、当社の都合により以下の機種については、販売を終了させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げますと共に、永年のご愛顧に深く感謝申し上げます。

【販売終了機種】

- ・スクエアパーキング
- ・キュービックパーキング
- ・ボックスコンベイパーキング
- ・コンベイパーキング